

株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 業

2. 前項に付随する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は電子公告をもってする。事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、広島市に於いて発行する中国新聞に掲載して公告する。

2. 電子公告により公告すべき情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項は下記の通りである。

アドレス <http://xxxxxx.fms9.com>

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、 株とする。
(単元株式)

第6条 当社の株式は、単位株制度をとり一単位の株式を 株とする。

(払い込み)

第7条 株主又は新株引受権者が所定の期日までに払込をしないときは、当社は期日の翌日から払込完了の日まで日歩2銭の割合による延滞利息を徴収し、かつ延滞のため損害を生じたときは損害賠償を求める。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の種類)

第9条 当社の発行する株式は、普通株式、議決権制限株式の2種類とし、それぞれの発行可能株式総数は、普通株式 株、議決権制限株式 株とする。

議決権制限株式の内容)

第10条 当社の発行する議決権制限株式の内容は次のとおりとする。

1. 議決権制限株式の株主は、株主総会において議決権を有しない。

2. 議決権制限株式の株主は、普通株式の株主への配当1に対して1.1の割合による配当を受けることができる。

会社法研究

(相続人等の株式の売り渡し請求)

第11条 当社は、相続人等が取得した当社株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(自己株式の処分)

第12条 当社は、取締役会の承認により株式を取得し自己株式とすること、及び自己株式を取締役会の承認により売却することができる。

2 . 当社が取締役会の議決により特定の株主から株式を取得する場合には、全株主への通知を必要とせず、又他の株主の参加権を認めないこととする。

(種類株式の募集)

第13条 種類株式の募集事項の決定に際して、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(株式の名義書換)

第14条 当社の株式の譲渡による株式名義の書換を請求するものは、当社所定の書式による株主名義書換請求書に当社において必要と認める証拠書類を添付して提出しなければならない。

2 . 株式譲渡の効力は当社の株主名簿の書き換えがなされた時をもって発効する。

(株券の不発行)

第15条 当社の株式につき株券を発行しない。

(株式の質入)

第16条 当社の株式に質権を設定又は移転の登録をし

会社法研究

ようとするものは、当社所定の書式による質権設定又は移転登録請求書に質権者の印鑑を押印し提出しなければならない。

2 . 株式名義書換停止期間中は、前項の登録は受け付けない。

3 . 登録質権が消滅した場合は、遅滞なくその抹消の手続きをしなければならない。

(株式の名義書換停止期間)

第17条 株式の名義書換は毎事業年度終了の翌日からその年事業年度にかかわる定時株主総会終結の日まで停止する。

2 . 但し必要のある場合は取締役会の決議により相当期間名義書換を停止することができる。

3 . 株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第18条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株 主 総 会

会社法研究

(召集)

第19条 定時株主総会は毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集する。臨時株主総会は、その必要に応じて招集する。

(召集通知)

第20条 株主総会の召集通知は、当該株主総会を構成する種類株主に対して、会日より一週間前に書面をもって発しなければならない。ただし、対象となる株主の全員の同意がある場合はその召集手続きを省略できる。

(議決権の代理行使)

第21条 総会において株主の議決権を行う代理人は当会社の株主に限る。但し、法定代理人は差支えない。
2. 代理人は総会に先立って当会社に委任状を提出しなければならない。

(総会の議長)

第22条 株主総会の議長は、代表取締役が当たり、代表取締役に事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(総会の成立)

第23条 総会の成立は、法令に別段の定めがある場合の外は、当該株主総会に係わる総種類株主の議決権の過半数の株式を有するもの(代理行使人の有するものを含む)の出席による。

(総会の決議方法)

第24条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合の外

会社法研究

は、当該株主総会に係わる出席株主の議決権の過半数によって決する。

(総会の場所)

第25条 総会開催の場所は、本店所在地とする。

2. 株主総会の議長は、会場を変更することができる。
3. 総会において会議の延期又は続行の決議をなしたときは、その日時及び場所は議長がこれを宣する。

(議事録)

第26条 総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役が記名押印する。

第4章 役員

(員数)

第27条 当会社に取締役 名以内、監査役 名以内を置く。

(選任)

第28条 取締役及び監査役は株主総会において選任する。選任方法は第22条の決議方法によっておこなう。但し取締役の選任決議は累積投票によらない。

(任期)

第29条 取締役の任期は、選任後 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠または増員で選任した取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

2. 監査役の任期は選任後 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠または増員で選任した監査役の任期は、前任者又は他の在任監査役の任期の残存期間と同一とする。

(役員欠員)

第30条 取締役又は監査役中に欠員ができたときは、法定の員数を欠くことなくかつ業務に差支えない場合は、その補欠選任は次回の定時総会まで伸ばすことができる。

(報酬)

第31条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

(役員損害賠償)

第32条 取締役、監査役又は執行役は、その任務を怠り会社に対し生じた損害を賠償する責任を負う。

2. ただし、会社は社外取締役及び社外監査役及び社外執行役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定めた額と会社法第四百二十五条にいう最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外取締役等と締結することができる。

第5章 取締役会等

(取締役会及び代表取締役)

第33条 取締役は取締役会を組織し会社業務の執行を決める。代表取締役は取締役会の決議により定める。代表取締役は当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役会の議長には代表取締役が当たる。

(監査役の監査の範囲)

第34条 監査役は、取締役の職務の執行を監査する。

2. 監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

3. 監査役は取締役会に参加し意見を述べるができる。

(取締役会の招集)

第35条 取締役の招集は代表取締役がおこない、各取締役及び監査役に対して会日の5日前までに通知を発しなければならない。ただし、取締役及び監査役の全員の同意あるときはその召集手続きを省略できるものとする。

(取締役会の決議)

第36条 取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって決する。

2. 取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録に

より同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

3 .取締役は他の取締役に議決権を書面又は電磁的方法で委任することができる。委任された取締役は会議開始までに書面又は電磁的方法により委任された事実を議長に報告しなければならない。

3 .ただし、前項の規定は重要な財産の処分及び譲受け等、会社法第三百六十二条第四項に定める重要な業務執行を決する取締役会の場合は適用しない。

4 .ただし、本条第2項及び第3項の規定は、会社法第三百六十三条第二項にいう、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない、とする取締役会には適用しない。

(議事録)

第37条 取締役会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、各議事に対する各取締役の賛否を明記し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名押印する。

(執行役員会の設置)

第38条 取締役会は、執行役を選任し、執行役員会を設置することができる。執行役は取締役及び当会社従業員、当会社株主以外からも選任できる

2 .執行役員会は取締役会の統括のもとで日常業務を執行する。

3 .執行役の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終

結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、月 日から翌年 月 日までの年一期とする。

(利益処分)

第40条 当会社は毎事業年度における純益金を株主総会の決議により次のとおり処分することができる。

- 1.利益準備金 法定額
- 2.別途積立金 若干
- 3.役員賞与金 若干
- 4.配 当 金 若干
- 5.次期繰越金 若干

(剰余金の配当)

第41条 剰余金の配当の割合は株式の数に応じ毎事業年度末現在の株主名簿に記載された株主又は質権者に支払う。

2 .株主総会において配当の決議をした後3年経過しても配当金の支払いを請求しないときは、その権利を失う。

(決算配当以外の配当)

第42条 一事業年度の途中において取締役会の決議によって金銭による配当である場合に限り剰余金の配

会社法研究

当をすることができる。

第7章 附 則

(設立に際して発行する株式及び資本金額)

第43条 当社がすでに発行済の株式の総数は、
株であり、そのうち普通株式 株、議決権制
限株式 株であり、その資本金額は
円である。

(本定款の効力)

第44条 本定款は、会社法の施行によってのみ効力を生じ
る条項以外は、平成 年 月 日より発効する。

以上、株式会社 の定款である。これを証して代
表取締役及び取締役が次に記名押印する。

平成 年 月 日

代表取締役

取 締 役

同